

(7) 引上げ分の地方消費税交付金の使途内訳

引上げ分の地方消費税収は「社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

そのため、一般会計の歳出において、下表のとおり地方消費税交付金の消費税率引上げによる増収額を以下の社会保障経費に活用している。

(単位：千円)

	対象経費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			社会保障財源化分の活用額	その他
社会福祉分野	31,887,304	19,821,960	2,159,904	9,905,440
高齢者福祉事業	745,959	425,922	57,292	262,745
児童福祉事業	17,396,795	9,962,152	1,330,929	6,103,714
障害者福祉事業	9,831,633	6,745,941	552,392	2,533,300
生活保護／生活困窮者支援事業 ／ユニバーサル就労推進事業	3,912,917	2,687,945	219,291	1,005,681
社会保険分野	7,627,408	1,427,570	1,109,877	5,089,961
国民健康保険事業	1,442,942	830,871	109,571	502,500
後期高齢者医療事業	3,128,339	469,667	475,948	2,182,724
介護保険事業	3,056,127	127,032	524,358	2,404,737
保健衛生分野	2,038,249	173,035	333,906	1,531,308
予防接種事業	1,396,096	128,366	226,945	1,040,785
保健活動事業	606,397	44,319	100,622	461,456
指定難病等対策事業	35,756	350	6,339	29,067
計	41,552,961	21,422,565	3,603,687	16,526,709

<参考>

(単位：千円)

	決 算 額
地方消費税交付金	6,617,849
うち社会保障財源化分（税率引上げによる増収額）	3,603,687